

## 電磁的記録の開示の方法

実施機関（市川市個人情報の保護に関する法律の施行に関する条例（令和4年条例第26号）第2条第1項に規定する実施機関をいう。以下同じ。）における個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第87条第1項に基づく電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）に記録されている保有個人情報の開示の実施の方法は、次のとおりとする。

電磁的記録のうち、実施機関がその保有する処理装置及びプログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるよう組み合わせられたものをいう。）により行うことができる場合には、次に掲げる方法により開示の実施を行う。

- 1 当該電磁的記録を日本産業規格A列3番（以下「A3判」という。）以下の大きさの用紙に出力したものの閲覧
- 2 当該電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものの交付（3に掲げる方法に該当するものを除く。）
- 3 当該電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙にカラーで出力したものの交付
- 4 当該電磁的記録を光ディスク（日本産業規格X0606及びX6281又はX6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複製したものの交付